

平成 31 年 2 月 15 日

平 成 31 年 2 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

平成 31 年 2 月 15 日

午後 2 時

2. 場 所

能代市役所大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏	16	堀内 直富久
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
		18	秋林 富美雄
9	大高 富子	19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	8	渋谷 孝一

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	佐藤 義光
局長補佐	柴田 新栄
主査	工藤 徹也

<p>6. 案 件</p> <p>議 案 番 号</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>報告事項1</p> <p>報告事項2</p> <p>報告事項3</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号1番高橋豊彦委員、8番渋谷孝一委員の2名です。 19名中17名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局 説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思 いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号15番飯坂司委員と議席番号16番堀内直富久委員の両名にお願 いします。 それでは、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議 題とします。なお、関連がありますので、報告事項3と併せ事務局の説明を願 います。</p> <p>議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたの で、ご提案いたします。 所有権移転 2件、譲渡人2人、譲受人2人、申請土地の面積は田が500 ㎡、畑が448㎡、計948㎡。 賃借権設定 19件、賃貸人16人、賃借人13人、申請土地の面積は田の</p>

略したらいかがでしょうか。

議長 山崎和博委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議無いようですので、説明を省略させていただきます。

事務局 以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、**議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題とします。なお、関連がありますので、報告事項2と併せ事務局の説明を願います。

事務局 **議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。**

7ページをご覧ください。

賃借権設定、件数1件、賃貸人1人、賃借人1人、申請土地の現況地目は畑のみで425.66㎡になります。

8ページをご覧ください。

賃借権設定、整理番号1、申請土地は、字南陽崎28-1、現況地目は畑1、728㎡の内308.20㎡外1筆、計畑2筆、2,999㎡の内425.66㎡、申請事由は資材置場、駐車場等として一時転用により使用したいという申請であり、農振地域外の第2種農地になっております。

場所は、9ページをご覧ください。

長崎の日産プリンス秋田から西側に約200m、三頭沼より南側に約100mの位置にある農地になっております。

周囲の状況は、四方を農地で囲まれている場所ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当するため、第2種農地と判断しております。

事業内容をご説明する前に、報告事項2と関連がありますので、ここでご報告させていただきます。

25ページをご覧ください。

報告事項2：農地法第5条第1項第7号の規定による届出がありましたので、ご報告いたします。

件数が1件、筆数が1筆、届出土地の現況地目は畑のみで260㎡となっております。

26ページをご覧ください。

整理番号1、届出土地は、字南陽崎24-4、現況地目は畑で、面積は1,271㎡の内260㎡、届出事由は、NTTドコモ移動通信用中継基地局を設置するためとなっております。

場所は、27ページになりますが、議案第6号整理番号1と同じ場所になります。

土地の利用計画については、28ページをご覧ください。

図面の四角い黒枠で囲っている部分が、1,271㎡の内260㎡の部分であります。

事業の名称は、能代南陽崎LTE建物設備工事であり、事業内容は、鉄筋コンクリート造基礎を地下に埋設し基礎上に高さ40mの鉄塔と中継施設である無線装置・電源・耐雷トランスを設置します。最高で0.2mの盛土と地下に鉄塔の基礎が埋設されますが、鋼矢板による地上0.5m、地下7mの土留工が計画されています。鉄塔・無線装置周辺には侵入防止のためのアルミフェンスを設置し、フェンスから道路までの間は保守点検等を行なう際の駐車場として利用する計画となっております。

土地は賃貸借であり、期間は工事完了後10年間です。工事期間は平成31年3月1日～平成31年8月31日までとなっております。

それでは、議案第6号の案件に戻りまして、事業内容をご説明いたします。

10ページをご覧ください。

図面の四角い黒枠で囲っている部分が合計面積425.66㎡の申請地であります。少しわかりづらいですが、さきほど報告しました届出地の北側及び東側に位置しており、NTTドコモ移動通信用中継基地局を設置するための、資材、仮設ハウス置き場、作業スペース、工事車両等の駐車場が利用目的となっております。工事期間は平成31年3月1日から平成31年8月31日までです。

被害防除は、境界はしっかりしており、作業スペースには鉄板を敷き造成工事はないことから、近隣の農地、住宅等に被害が及ばないように計画されております。

説明は、以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いいたします。

佐々木力委員

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」の現地調査の結果をご報告いたします。

2月5日（火）午後1時30分から、現地調査班第1班、3番平川委員、4番茂呂委員、事務局1人と私の計4人で現地調査を行いました。

整理番号1は、資材置場と駐車場の一時転用の申請ですが、現況地目は畑になっておりました。

境界等はしっかりしており、周囲の住宅、農地等に被害を及ぼすことのない

熊谷治委員 今回の利用集積は、件数も多く、事前に議案配付していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議 長 熊谷治委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議無いようですので、説明を省略させていただきます。

事 務 局 以上、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号27番を先議します。15番飯坂司委員は、暫時ご退席願います。

(飯坂委員 退席)

議 長 整理番号27番について何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

(飯坂委員 着席)

議 長 飯坂委員にご報告いたします。本案件は原案のとおり承認されましたのでお知らせします。

他の案件について、質疑を行います。何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

次に、報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

次に、報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

・今後の行事予定について

議長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時35分

議長

議事録署名委員

15番

16番